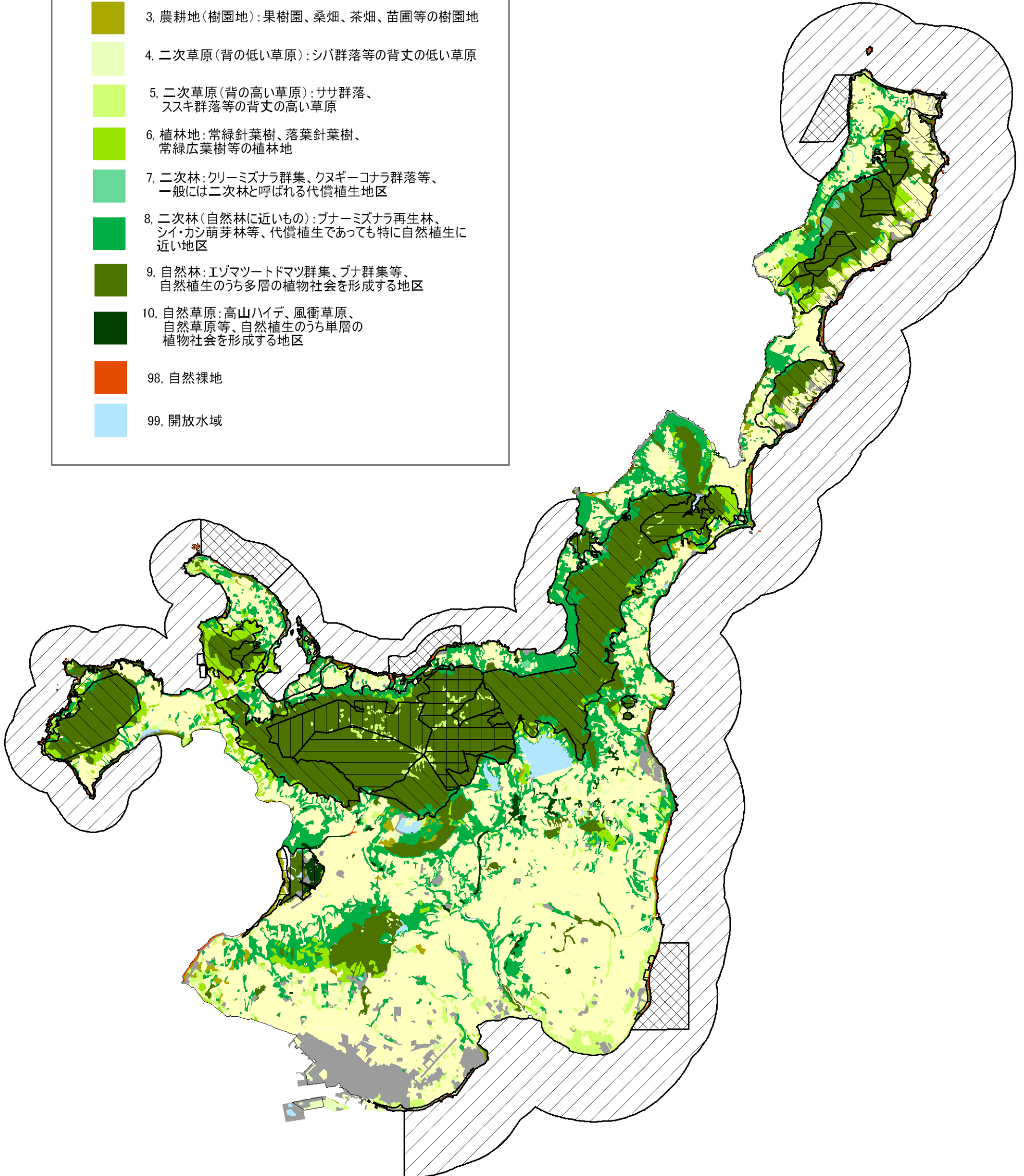


# 西表石垣国立公園の規制計画と植生自然度



## 植生自然度

- 0. 不明
- 1. 市街地・造成地等：市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
- 2. 農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地：畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
- 3. 農耕地（樹園地）：果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
- 4. 二次草原（背の低い草原）：シバ群落等の背丈の低い草原
- 5. 二次草原（背の高い草原）：ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
- 6. 植林地：常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
- 7. 二次林：クレーミズナラ群落、クヌギコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
- 8. 二次林（自然林に近いもの）：ブナミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
- 9. 自然林：エゾマツトドマツ群落、ブナ群落等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
- 98. 自然裸地
- 99. 開放水域



0 1 2 4 6 8 10 km

